内閣総理大臣認定 適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費生活ネットワーク新潟とは?

どんな活動をしているの?

「消費生活ネットワーク新潟」は、事業者による 不当な勧誘行為、不利益をもたらす契約条項の使 用、不適切な表示・広告に対し、それらをやめるよ う申 入れを行い、被害の拡大や将来の被害の発生 を防ぐ活動をしています。

このような公益的活動を通し、消費者志向経営 を進める健全な事業者とともに、公正な消費市場 の形成を促します。

活動の内容

- ●消費者被害の情報収集及び情報提供
- 2 事業者に対する不当行為の申入れ・差止請求
- ③ 消費者被害防止のための啓発活動 (学習会、講演会等の開催)

検討委員会

弁護士・研究者・消費生活相談員など約20人 が 専 門 家の立 場で消 費 者から寄 せられた 情報を検討しています。

活動委員会

消費者協会・生協・NACS(日本消費生活アド バ イザー・コンサルタント・相談員協会) な ど構成団 体の市民約15人が、「これっておかし くない?」と、 消費者目線で活動し、消費者 の誤解を招きかね ない広告等について事業者 に問合せや要望を おこなっています。

加入のお願い

消費生活ネットワーク新潟の活動は 会員皆様の会費と寄付で運営されています。 趣旨にご賛同いただき、ご支援とご協力をお願いいたします。

会員の種類	年 会 費	役割
個人正会員	1□ 2,000円	積極的に関与し
団体正会員	1□10,000 円	活動を推進する
個人賛助会員	1□ 1,000 円	目的に賛同し
団体賛助会員	1□ 5,000円	活動を支援する

活動報告

- 会員や寄付をいただいた皆様には、 団体の活動報告、学習会の案内等を お知らせします。
- ニュースレターをお送りしています。

寄付のお願い

活動を支援するために、ご寄付をお願いします。 会費や寄付金の払込先

特定非営利活動法人 消費牛活ネットワーク新潟 振替口座 00550-3-52165

※通信欄に「会員会費」や「寄付金「」ご住所・お名前・電話番号」を ご記入ください。

※振込手数料はご負担ください。

内閣総理大臣認定 適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費生活ネットワーク新潟 ご案内



TEL 025-384-4021 FAX 025-384-4022

住所 〒950-0965新潟市中央区新光町6番地2 勤労福祉会館3階 E-mail ssnetwk@axel.ocn.ne.jp

URL http://www.network-niigata.org



ネットワーク新潟

情報提供のお願い

悪質・不当と思われる事業者の情報を、消費生活 ネットワーク新潟に連絡又はお知らせしてください。

- ・消費者に不利な契約条項
- ・ 高額なキャンセル料
- ・事実と違う勧誘や広告など

これまでに改善を求めた事例は?

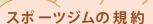
アパートの引越後の請求

大家さんから、家具の設置跡があると、床の全面張替を請求された。大家さんだけ得では?



効果絶大のサプリメント

胃のバイパス手術と同じ効果。 食べたいものをガマンせず 痩 せられる! この広告ほんと?



ジムの整備不良の器具でケガを したのに、「一切責任を負わない」という利用規約で補償が ないのはおかしい!



申入れ 差止請求はどのようにするの?

おかしいと思ったら 契約書、約款、広告などのコピーと、 独実の状況などを送ってください。

情報提供

検討

申入れ

改善

消費生活ネットワーク新潟

をからの情報なる。

問題点 検討

理事会 決定



検討委員会で調査・検討 理事会で対応を決定 2

改善の 申入れ



改善協議

事業者



認めら

差止請求が認められている法律は?

- ・消費者契約法
- ・特定商取引法
- ・景品表示法
- ・食品表示法

業務改善が行われた場合

協議終了

これまで申入れにより是正し改善した事業者・団体

プロレスリング団体、中古自動車販売店、 マラソン団体県内3団体、地方銀行、 サプリメント等販売会社などの契約条項や 表示の改善(削除・修正)がなされました。 業務改善が行われない場合 差止請求訴訟の提起

適格消費者団体には、事業者に対し 不当な契約条項の使用や勧誘行為な どの中止を求めること(差止請求)の 権限があり、事業者がこれに応じない ときは裁判をすることができます。

6

(判決・裁判上の和解)

結果報告・公表